

新型インフルエンザ対策

企業における事前対策

(1) 情報の収集と発信

企業は、普段から国の新型インフルエンザ対策への取り組み、新型インフルエンザの発生状況、公共サービスなどに関する正しい情報を国（厚生労働省、外務省、内閣官房など）や、都道府県のホームページなどから入手し、全従業員に周知しておくことが重要となります。

また、海外進出企業に於いては、在外公館や現地保健部局などから、現地の発生状況などを入手する必要があります。

(2) 危機管理体制の整備

新型インフルエンザの感染拡大が起こった場合や、さらに強毒性インフルエンザに発展して被害が拡大することを想定して、企業内に以下のような対応の体制を整えておく必要があります。

【対策本部】

新型インフルエンザが発生した場合、職場で総指揮をとるのが対策本部です。通常、事業者・職場の最高責任者である経営者が本部長となります。ただし、経営者自身が罹患することも考えられますので、その場合の代替者も決めておく必要があります。

【作業班】

対策本部の指揮の下、実際にインフルエンザ対策に当るのが作業班です。この作業班のメンバーも事前に決めておいてください。

【連絡体制】

緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関等との連絡体制や職場内の連絡網の確立が必要です。

(3) 企業における感染防止策

従業員の新型インフルエンザへの感染を防止するために、企業としては、次のような対策を実施することが重要です。なお、従業員などが感染する危険性は、企業ごとに異なります。そのため、自社の事業内容をきちんと理解し、適切な感染防止策を実施する必要があります。

【手洗いの励行】

事業所の入口に手洗い場所を設置し、従業員に手洗いを徹底することが重要となります。手洗い場所の設置が難しい場合は、速乾性の消毒用アルコール製剤を設置することも有効です。

【健康管理・健康教育の実施】

従業員等に、定期的な検温を徹底したり、発熱などの症状がある場合は出社しないよう指導するなど健康管理を行う必要があります。また、健康教育（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染予防策の内容、本人や家族が発症した際の対応等）を行うこと、特に持病のある社員を把握することも検討しましょう。従業員とその家族向けにハンドブックなどのツールを配布するのも良いでしょう。また、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を行いたいものですが、中小企業の場合1社でできなければ、地域に働きかけ、地域全体での実施を考えると良いでしょう。

(4) 企業における備蓄

マスク等の感染予防品の買占め等による物品の不足が起こりますので、以下のような物品を備蓄しておくことが望まれます。

★人と接する可能性がある従業員用

- ・不織布製マスク（サージカルマスク）
（出社する従業員1人当たり、1日2～3枚2ヶ月分が望ましい）

★事業所用

- ・ゴミ箱・ゴミ袋
- ・消毒液（速乾性消毒用アルコール製剤）、石鹼
- ・体温計
- ・常備薬（胃薬、痛み止めなど）

★感染者に対応する従業員用

- ・个人防护具一式（N95などの高性能マスク、防護服、ゴム手袋、ゴーグルなど）

★その他（あると便利なもの）

- ・在宅勤務用パソコン